



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	北海道地券発行条例によるアイヌ民族「住居ノ地所」の官有地第三種編入について：札幌県作成「官有地調」の検討を中心として
Author(s)	大坂, 拓; Osaka, Taku
Citation	北方人文研究, 16, 19-35
Issue Date	2023-03-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/88710
Type	departmental bulletin paper
File Information	16_03_Osaka.pdf



北海道地券発行条例によるアイヌ民族「住居ノ地所」の 官有地第三種編入について —札幌県作成「官有地調」の検討を中心として—

大坂 拓

(北海道博物館アイヌ民族文化研究センター)

要旨

1877 (明治10) 年12月制定の北海道地券発行条例第16条により、アイヌ民族「住居ノ地所」は原則的に官有地第三種に編入し、場合により所有権を認めることがありうると定められたことが知られている。しかし、その運用の実態については、『開拓使事業報告』の地籍表に記載された「官有地第三種 旧土人開墾地」の解釈をめぐって複数の見解があり、判然としなかった。最近の研究によって、アイヌ民族が利用してきた土地は、地租創定の時点で丈量の対象となった場合と、丈量の対象とならなかった場合があり、前者は丈量後に所有権が留保され官有地第三種に編入・存置された場合と、丈量後に私有地として所有権が認められた場合とがあることが明らかにされてきている。しかし、未だ個別地域の事例研究にとどまり、全体像の把握が課題として残されている。本稿ではこの点について、開拓使札幌本庁及び札幌県が作成した文書によって、基礎的な情報を整理した。

検討の結果、『開拓使事業報告』の地籍表に記載された「旧土人開墾地」の数値は、地租創定の時点で丈量後に官有地第三種に編入・存置された地所の面積であり、その中には少なくとも宅地と耕地が含まれていることを指摘した。また、札幌本庁管内のアイヌ民族総人口に対し、(1)丈量後に所有権を留保し官有地第三種として存置する措置がとられた地域の住民は21.4%、(2)丈量後に私有地として所有権が認められた地域の住民は3%に過ぎず、(3)その他の大部分の人々の居住地は丈量の対象外とされていたことを指摘した。

はじめに

本稿の目的は、開拓使札幌本庁管下を対象として、北海道地券発行条例によるアイヌ民族「住居ノ地所」の官有地第三種編入がどのようになされたのか、その実態を把握することにある。

アイヌ民族の近代史を考えようとするとき、様々な要因で進行した土地の喪失は避けることができない重要な問題である。明治政府は1869 (明治2) 年7月8日に開拓使を設置し、同年8月15日には蝦夷地を北海道と称し11国86郡を設置することを布告して、その全域を支配下に置いた。開拓使及び後続する三県・北海道庁は北海道全域で土地処分権を行使し、大量の和人参民に対し土地所有権を付与していった。政策に後押しされた和人参民の急増により、「沿海原野ノ別ナク、至ル処移民ノ占居スル所」となったことで、アイヌ民族は「利ヲ争フヲ能ハス、漸次深山ニ遯避シ、之レカ為メニ食料ヲ求ムルノ難キ前日ノ比ニアラス」¹⁾という苦境に立たされていった。このような動き

1) 1884 (明治17) 年12月21日付、札幌県令調所広丈より内務卿・大蔵卿・農商務卿宛「旧土人救済ノ儀ニ付伺」『公文録・明治十八年・第十八巻・明治十八年三月・内務省第二』(国立公文書館デジタルアーカイブ)

の始点となった開拓使の施策について、近年の通史的叙述は、「アイヌ民族にとっては、自らの生産と生活の場であるアイヌ・モシリ（アイヌの住む大地）を一方的に、しかも根こそぎ奪いさられる出発点以外のなにもものでもなかった」（榎森 2007：394）と描写している。こうした大局的な見通しに関しては、筆者も特に異論はない。ただし、問題の大きさに比べればこの分野に関する研究の蓄積は十分ではなく、未だ基礎的な事実を明らかにできていない部分も少なくないのが実態である。とりわけ開拓使期に関する研究は、『開拓使事業報告』（以下『事業報告』）の断片的な記述に依拠する傾向が強く、アイヌ民族が土地をめぐるいかなる問題に直面していたのかを具体的に把握するためには、なお個別的な検討を積み上げる余地が大きい。

以下では、次のような順序で話を進める。第一に、開拓使が制定した土地関連規則・条例の運用に関する先行研究を確認し、本稿の課題を示す。第二に、開拓使札幌本庁及び札幌県が作成した文書により、本州以南の地租改正にあたる地租創定時に、アイヌ民族「住居ノ地所」が官有地第三種に編入された地域と、それ以外の措置がなされた地域の範囲を明らかにする。続いて第三に、官有地第三種への編入がなされた地域で、アイヌ民族の土地がその後どのように取り扱われたのかについて、地域を絞って検討を加える。

なお、本稿で検討対象を開拓使札幌本庁管下に限定する理由は、札幌本庁・函館支庁・根室支庁では、それぞれ文書の作成方法に相当の差異があったうえに、史料の残存状況も一様ではないため、北海道全域を一体として分析を加えることが困難なためである。とはいえ、当時のアイヌ民族全人口の過半が居住していた札幌本庁の状況を明らかにすることは、今後、函館支庁・根室支庁を対象とした検討を進めるうえでも、重要な意味を持つてくるものと予想している。

1. 先行研究の到達点と課題

(1) 北海道土地売貸規則・地所規則

開拓使が1872（明治5）年9月に布達した北海道土地売貸規則・地所規則は、札幌県・函館県・根室県による分割統治がなされた三県一局時代を経て、北海道庁が1886（明治19）年に北海道土地払下規則を定めるまでのあいだ、土地に関する基本法規となった（鶴原 2005）。北海道土地売貸規則は、第1条で官に属する土地や既に私有地となっている土地を除き、山林原野など一切の土地は全て売り下げ、地券を渡し私有地とすることと定めた。地所規則のうち、本稿に深く関わる条文は下記の通りである²⁾。

第一条 永住ノ者、居屋漁舎倉庫敷地、或ハ社寺及墾成セシ従来ノ拝借地等、自今更ニ経界畝数改正、永ク私有地ニ定メ地券相渡、今申年ヨリ七年間徐租ノ事

第六条 永住寄留人共、従来ノ拝借地々券ヲ渡私有地ニ下タルハ地代上納ニ不及事

第七条 山林川沢、従来土人等漁獵伐木仕来シ地ト雖、更ニ区分相立、持主或ハ村請ニ改メ、是又地券ヲ渡、爾後十五年間徐租、地代ハ上条ニ準スヘシ、尤深山幽谷人跡隔絶ノ地ハ姑ク此限ニ非サル事

第7条は条文が極めて簡単なこともあり、(1)アイヌ民族が「漁獵伐木」に使用してきた土地の権

イブ、請求記号：公 03913100-01900 所収）。

2) 『開拓使事業報告附録 布令類聚上篇』（大蔵省 1885b：261・262）。

利を認め、地券を発行することを定めたもの（高倉 1932：197）、(2)アイヌ民族が「漁猟伐木」に使用してきた土地についても内地人に分割私有を許すと定めたもの（高倉 1942：431）という全く相反する理解が示されてきた。

この点については近年、瀧澤正が 1873（明治 6）年に開拓使札幌本庁と根室支庁の間で交わされたやりとりの綿密な検討をおこなったことで、当時の現場の官吏による理解の実態が明らかにされつつある（瀧澤 2011：11-16）。それによれば、札幌本庁はアイヌ民族の宅地を第 6 条、和人の利用している山林を第 7 条に「照準」して対処するべきとの見解を示しており、この段階ではアイヌ民族に対しても地券を下付する方針がとられていたものと考えていい³⁾。

(2) 北海道地券発行条例

上記の二つの規則による除租期間の期限が迫り、地租創定が進められるなかで、土地処分手続きを明確化するものとして達せられたのが、北海道地券発行条例（1877 年 12 月開拓使第 15 号達）である。本条例は第 1 条で、地所の種類について新たに宅地・耕地・海産干場・牧場・山林の区分を示した。アイヌ民族に深く関わるものとしては、次の二つの条文がある⁴⁾。

第十五条 山林川沢原野等ハ当分総テ官有地トシ、其差支ナキ場所ハ人民ノ望ニ因リ貸渡シ或ハ売渡スヲアルヘシ

第十六条 旧蝦夷人住居ノ地所ハ、其種類ヲ問ハス当分総テ官有地第三種ニ編入スヘシ
但地方ノ景況ト旧蝦夷人ノ情態ニ因リ、成規ノ処分ヲ為スヲアルヘシ

このうち第 15 条については、早くに高倉新一郎が、地所規則第 7 条の方針を転換しアイヌ民族の「部落共有の漁猟区」をも無主の山林原野として官有地に編入する根拠となったことを指摘しており（高倉 1932：200）、近年、その理解が再評価されている（瀧澤 2011・大坂 2021）⁵⁾。

一方、第 16 条の運用実態については二つの説が並立する状況にある。第一は高倉が『アイヌ政策史』（高倉 1942）で示した説で、第二は、榎森進による説である。

高倉は、「住居地所とは如何なる範囲を指したかは明らかではない」としつつ、『事業報告』第一

3) 筆者は上述した二つの読み取りの他に、(3)第 1 条は屋敷地その他、第 7 条は山林川沢に関する規定であり、当時は内陸部への和人の進出がほとんど進んでいなかったため、山林川沢の使用者として「土人等」が例示されたものとの解釈も可能と考える。こう考えた場合、除租期間は民族別ではなく、地所の種類別に設定されたと理解することになる。

4) 1878（明治 11）年 11 月 14 日付「地租創定着手並地券発行条例布達ノ件（標記に付き上申、北海道地券発行条例）」『申奏録 下 明治十一年』開拓使東京出張所記録課（簿書：10751、20 件目）。後に『事業報告』に収録されたものでは、「旧蝦夷人」が「旧土人」に改められている。以下では、開拓使文書及び札幌県文書の件名は北海道立文書館の件名目録に依拠し、出典を（簿書：○、○件目）と略記し、旧字は新字に改め、句読点を適宜補った。史料引用中のアイヌ民族の人名は、既に刊行物などによって広く知られている人物を除いて姓を伏せ■で表示し、居住地の詳細な情報などは一律に削除した。引用文中に含まれる差別語や民族蔑視を含んだ表現は、歴史資料としての性格に鑑みそのまま引用することとした。

5) 高倉は同論文でアイヌ民族の土地利用について「実に幼稚なもので、僅に認められる使用权の如きも所有権とは遥かに遠い」と評価し（高倉 1932：198）、「漁猟区」の官有地化についても、それが「漠然たる権利」であったがためになされたものと捉えている（高倉 1932：200）。念のために述べれば、瀧澤や筆者の見解は高倉のこうした見方に同意するものではない。高倉の歴史観の問題点については、既に多くの指摘がある（山田 2011：3 ほか）。

表1：高倉新一郎が示した官有地第三種「旧土人開墾地」とアイヌ民族戸口の関係

	郡名	面積(坪)	郡内戸数	一戸平均(坪)	備考
石狩国	札幌郡	149,957	150	997	一戸平均 999.7 坪
	石狩郡	5,426	18	301	
	浜益郡	3,482	48	73	
後志国	余市郡	9,055	51	178	
胆振国	幌別郡	9,151	65	141	
	白老郡	31,995	137	234	
十勝国	広尾郡	737	45	16	
	十勝郡	145	38	4	
天塩国	増毛郡	254	7	36	
	留萌郡	4,931	21	235	
	苫前郡	2,501	20	125	
	天塩郡	1,088	39	28	
北見国	枝幸郡	2,100	35	60	
	宗谷郡	3,049	48	63	一戸平均 63.5 坪
	利尻郡	732	7	105	郡内戸数 6 戸、一戸平均 122 坪
	礼文郡	157	5	31	
	計	224,760	724	310	戸数 733 戸、一戸平均 306.6 坪

出典) 高倉が示した表(高倉 1942: 433)を基本として、出典と推定される『開拓使事業報告 第一篇』(大蔵省 1885a)の 1879(明治 12)年の数値と照合し、齟齬が認められた部分について、正しい数値を備考欄に記載した。

編の地籍表に記された「官有地第三種 旧土人開墾地」(大蔵省 1885a: 220-221)⁶⁾を、同条の原則「旧蝦夷人住居ノ地所ハ、其種類ヲ問ス当分総テ官有地第三種ニ編入スヘシ」による「保留地」にあたるものと考えた。さらに、その面積を 1879(明治 12)年の郡別アイヌ民族戸数⁷⁾と対比し、一戸当たりの平均坪数を算出したうえで(表 1)、名称と面積を根拠として、「単に宅地のみを指すのではなく、住居付近を中心として、アイヌに依って恒常的に使用されていた相当の範囲を包括したものだ」と推定した(高倉 1942: 432-433)。また、「旧土人開墾地」が開拓使札幌本庁管内の 6 国 16 郡にのみに存在することについては、これらが「内地人の移住が旺盛だった地域」であるためとし、その他の地域では「交通上・経済上未だ開拓の機運に達していなかった」ために、「その権利を確定して置く必要が無く、また確定させることも事実上困難だったとの見解を示した(高倉 1942: 532)。

榎森は高倉と同様に、「住居ノ地所」の範囲について若干の留保をしつつ、「宅地」を含むものと捉えているのだが、『事業報告』掲載の「旧土人開墾地」について、札幌本庁管内の 6 国 16 郡に住

6) 『事業報告』第一編では「旧土開墾地」と記載されているが、北海道立文書館が所蔵する事業報告原稿の該当部分に「官有地第三種 開墾地」「旧土人」と記載されているため、「人」の文字が欠落したものと判断して補った。『開拓使事業報告原稿 沿革 職制 地理 管轄・地籍・測量・山林・戸籍 附旧土人・社寺・職業表 札幌』[大蔵省開拓使会計残務整理委員](簿書: 7146)。官有地第三種は、1874 年 11 月 7 日付太政官布告第 120 号で新たに示された区分で、「地券ヲ発セス地租ヲ課セス、区入費ヲ賦セサルヲ法トス。但人民ノ願ニヨリ右地所ヲ貸渡ス時ハ其間借地料及ヒ区入費ヲ賦課スヘシ」と規定され、「山岳丘陵林藪原野川海湖沼池沢溝渠堤塘道路田畑屋敷等其他民有地ニアラサルモノ」、「人民所有ノ権理ヲ失セシ土地」、「民有地ニアラサル堂宇敷地及ヒ墳墓地」などが該当する。

7) 『事業報告』第一編に掲載された「旧土人開墾地」の面積は 1879(明治 12)～1881(明治 14)年の 3 年間で変化がないため、初年度にあたる 1879 年の人口と比較したものであろう。なお、『事業報告』第一編に記載された札幌本庁管内の人口は不正確なため(大坂 2021: 3)、データの取り扱いには十分な注意が必要である。

む724戸が、第16条の但書「但地方ノ景況ト旧蝦夷人ノ情態ニ因リ、成規ノ処分ヲ為スアルヘシ」により「土地を確保できた」（榎森2007：395）ものと理解する点で異なっている。

筆者は最近、開拓使札幌本庁管内後志国9郡の地租創定関連文書を検討し、余市郡に記載された「旧土人開墾地」9,055坪が、同郡川村・浜中町に所在した官有地第三種に編入・存置された宅地であること、岩内・古宇・積丹・美国・古平・忍路・高島・小樽の8郡ではアイヌ民族の宅地が官有地第三種に編入されず、「成規ノ処分」=私有地化がなされていたことを明らかにした（大坂2021：11-15）。これは、「旧土人開墾地」を北海道地券発行条例第16条の原則により官有地第三種に編入された土地とみなす高倉の説を支持するとともに、従来不明瞭だった「成規ノ処分」の適用範囲に関して新たな知見を提供したものである。

ただし、前稿で検討した範囲は、「旧土人開墾地」が存在する6国16郡のうち1国9郡に留まっている。アイヌ近代史の中で総じて言及されることの少ない後志地方の様相を明らかにした意義は小さくないとはいえ、そこで把握された事実が当時のアイヌ民族に対する土地政策の中でどの程度の普遍性／あるいは特殊性を有したのかを位置づけるためには、地租創定時点の札幌本庁管内でアイヌ民族が居住していた7国49郡のなかで、官有地第三種への編入・存置と私有地としての割渡がどのような範囲で、いかなる地所に対してなされたのか把握することが課題といえる。

2. 官有地第三種「旧土人墾鉏地」とアイヌ民族の人口

(1) 官有地第三種編入・存置がなされた事例

前章で提起した課題を検討する有力な史料として、1882（明治15）年2月の廃使置県により開拓使札幌本庁の管轄範囲を引き継いだ札幌県が作成した『札幌県治類典』中に、「官有地調」が残されている⁸⁾。これは、各郡に所在する官有地の面積を「官用地」・「社地」・「学校敷地」・「墓地」などの種類毎に書き上げたもので、1881（明治14）年分と1882（明治15）年分が現存しており、1882年分には多くの郡で町村単位の統計も合わせて綴られている。本稿で検討対象とするのは「旧土人墾鉏地」などの名称で記された地所で、それらについて二ヶ年分の内容を比較すると、郡単位での筆数・面積の合計値に変動は確認されなかった。そのため、記載された数値は開拓使札幌本庁末期の状況を示しているものと見なすことができる。

表2は、町村単位のデータが得られる1882年分の「官有地調」からアイヌ民族に関係する部分を抜粋し、坪で記載されたものを「A」、反で記載されたものを「B」として、反は坪に換算したうえで、1881年9月1日付のアイヌ民族の戸口と照合して作成したものである。集計の結果、各郡に記載された官有地の面積の合計は、『事業報告』に掲載された「旧土人開墾地」の面積と完全に一致していることが確認された。

地所の種類については、太平洋沿岸の幌別郡・白老郡・広尾郡・十勝郡では「A」に「旧土人墾鉏宅地」・「旧土人墾成宅地」、「B」に「旧土人墾鉏畑地」などと記載されているため、それぞれ宅地・耕地であることは疑いないが⁹⁾、日本海～オホーツク海沿岸の各郡では大半が単に「旧土人墾鉏地」

8) 「明治14年中各郡官有地調査ノ件」・「明治15年中各郡官有地調査ノ件」『札幌県治類典 地券 第拾明治十五年分』札幌県租税課（簿書：7483、1・2件目）。

9) ただし白老郡の場合、「旧土人墾鉏宅地」の面積が敷生村・白老村がともに1筆平均89.9坪で不自然に一致している。「旧土人墾鉏耕地」は敷生村で同250.3坪、白老村で同301.6坪で、90坪、250坪、300坪を目安として何らかの割り当てがなされたか、あるいは、必ずしも実態に即したものではない数値が計上された可能性を考慮しておく必要がある。

と記載されているため、本史料のみからはその内訳を明らかにすることはできない。

筆者が前稿で検討した余市郡の事例では、地租創定に伴い1878(明治11)年に提出された宅地分の請書に「官有地調」と同一の数値が記載されていることから、全て宅地であったことは確実である(大坂2021:14)。石狩郡では、1878年に提出された請書のうち、宅地分が記載された「石狩郡若生町八幡町宅地地租御創定御受書」に掲載外として「千五百四拾二坪 旧土人」、耕地分が記載された「石狩郡生振村地租御創定御請」に掲載外として「壹町二反九畝貳拾四歩 旧土人墾鉏地受書無之分」との記載がある¹⁰⁾。これが「官有地調」の「旧土人墾鉏地」若生町4筆1,532坪、生振村9筆

表2：官有地第三種「旧土人開墾地」とアイヌ民族戸口の関係

国	郡区役所	郡区	町村	戸数	人口	「A」筆数	面積(坪)	「B」筆数	面積(坪換算)	「A・B」計(坪)		
後志国	岩内郡役所	岩内郡	御鋒内町	10	29							
			神恵内村	2	8							
		古宇郡	珊内村	6	31							
	積丹郡		日司村	11	44							
	小樽郡役所	積丹郡	神岬村	2	4							
			美国郡	小泊村	5	13						
		古平郡	浜町	8	30							
			沢江村	9	28							
			群来村	2	3							
		余市郡	川村	50	211	54	8,315					
			浜中町	7	25	8	740				9,055	
			沖村	20	75							
			塩谷村	5	20							
			忍路郡	桃内村	1	2						
				忍路村	11	46						
				蘭島村	1	2						
	高嶋郡	高嶋村	5	20								
	小樽郡	入舟町	22	60								
	石狩国	札幌区役所	札幌区	琴似村	3	7						
札幌村				3	25							
篠路村				5	8							
対雁村				139	733			125	149,957	149,957		
石狩郡			若生町	17	57	4	1,532				5,426	
			生振村					9	3,894			
厚田郡			古潭村	6	10							
浜益郡			茂生村	43	161	48	3,446	1	36	3,482		
夕張郡			(未設置)	8	26							
樺戸郡			(未設置)	2	18							
空知郡		(未設置)	6	26								
雨竜郡		(未設置)	5	24								
上川郡		(未設置)	41	188								
天塩国		増毛郡役所	増毛郡	増毛村	17	47	1	254			254	
			留萌郡	礼受村	8	25						
				留萌村	12	30	2	2,035				4,931
				三泊村	11	29	2	2,896				
	苫前郡		苫前村	20	49	14	1,225				2,501	
			焼尻村	6	19	3	1,276					
	天塩郡		天塩村	27	91	2	1,088				1,088	
	中川郡		中川	6	13							
	上川郡		上川	8	31							
	北見国		利尻郡	本泊村	9	37	10	732				732
礼文郡		香深村		5	13	5	157				157	
宗谷郡		宗谷村	27	104	18	1,537						
		声聞村	9	22	3	745						
		泊内村	2	8	2	119						
		稚内村	12	42	5	448						
		抜海村	3	5	2	30						
		猿払村	2	13	2	170						
枝幸郡		歌登村	6	19	4	197						
		枝幸村	28	114	25	1,706				2,100		
		頓別村	3	12	3	197						

10) 『地価創定受書 宗谷・枝幸・忍路・札幌・石狩・増毛・苫前・天塩・利尻・留萌・厚田・浜益 明治十一年分』開拓使〔札幌本庁会計局〕租税課(簿書:2503)

表 2：官有地第三種「旧土人開墾地」とアイヌ民族戸口の関係（続き）

国	郡区役所	郡区	町村	戸数	人口	「A」 筆数	面積 (坪)	「B」 筆数	面積 (坪換算)	「A・B」 計 (坪)	
胆振国	室蘭郡役所	室蘭郡	絵納村	25	118						
			室蘭村	36	184						
			龍田村	2	12						
			幌前村	6	41						
		幌別郡	鶯別村	6	15						
			幌別村	62	224	22	653	21	8,498	9,151	
			蘭法華村	3	7						
			登別村	4	10						
		虻田郡	虻田村	59	228						
			振苗村	20	81						
			弁辺村	24	102						
			礼文華村	26	102						
		有珠郡	黄金薬村	4	18						
			稀府村	13	49						
	紋隠村		11	53							
	長流村		2	9							
			有珠村	92	392						
	勇払郡役所	勇払郡		238	1,110						
			敷生村			50	4,497	17	4,255		
		白老郡	白老村	133	531	55	4,947	33	9,954	31,995	
社台村					14	520	19	7,822			
	千歳郡		64	257							
日高国	静内郡	沙流郡		375	1,609						
		新冠郡		131	584						
		静内郡		303	1,602						
		浦河郡	向別村	26	156						
			鱗別村	6	56						
	間民村		14	81							
	開深村		12	63							
	透消村		4	19							
	姉茶村		29	185							
	居壁村		12	102							
	野深村		13	117							
	富菜村		19	139							
	可礼村		5	31							
	三石郡	原遠村	11	63							
		辺訪村	10	49							
		神譚村	4	19							
		延出村	3	23							
		幌毛村	28	149							
		晃舞村	2	7							
		本桐村	7	40							
様似郡	歌笛村	12	67								
	海辺村	12	46								
	傍平村	4	13								
	累地村	6	19								
	逢牛村	3	15								
	農助村	3	11								
	桐樞村	3	10								
	二七村	8	24								
幌泉郡	岡田村	10	41								
	去魔村	7	38								
	笛舞村	1	4								
	歌別村	4	11								
		小越村	1	1							

1町2反9畝24歩（=3,894坪）の記載とはほぼ一致していることから¹¹⁾、「A」・「B」はそれぞれ宅地・耕地の面積と判断できる。

しかし、全ての郡で同様の区分が用いられていると考えることはできない。増毛郡増毛村の場合には、「式百五拾四坪九合 土人共有墓地」と記載した文書があり¹²⁾、この面積が「官有地調」記載

11) 若生町分に10坪の差があるのは誤記と見なしておく。

12) 「旧開拓使本庁管内除租地調査ノ件」『札幌県治類典 地券 第拾 明治十五年分』札幌県租税課（簿書：7483、3件目）。

表2：官有地第三種「旧土人開墾地」とアイヌ民族戸口の関係（続き）

国	郡区役所	郡区	町村	戸数	人口	「A」 筆数	面積 (坪)	「B」 筆数	面積 (坪換算)	「A・B」 計 (坪)		
十勝国	浦河郡役所	広尾郡	茂寄村	48	192	15	329	3	408	737		
			歴舟村	4	16							
		当縁郡	大樹村	5	34							
			大津村	5	30	2	145			145		
		十勝郡	長白村	9	24							
			鼈奴村	7	36							
			十勝村	3	5							
			生剛村	8	21							
			愛牛村	5	26							
			安骨村	3	13							
			豊頃村	3	13							
			十弗村	2	11							
			洞寒村	5	37							
			様舞村	3	18							
		中川郡	誓牛村	2	20							
			信取村	1	8							
			蓋波村	4	18							
			居辺村	2	13							
			押帯村	3	17							
			勇足村	3	18							
			幌蓋村	2	12							
			負簾村	2	11							
			嫌侶村	2	11							
			本別村	11	84							
			蝶多村	13	81							
			止若村	11	70							
			咄別村	5	33							
			幕別村	4	42							
			白人村	10	54							
		河西郡	別奴村	1	8							
			荆苞村	6	34							
			下帯広村	3	15							
			帯広村	3	27							
			伏古村	4	28							
			迫別村	1	5							
			美生村	2	8							
			茅室村	9	45							
			幸震村	5	15							
			羽帯村	1	23							
			戸意村	5	24							
			鶴抜村	1	6							
		河東郡	売買村	3	11							
			音更村	20	118							
			然別村	2	10							
			東土狩村	9	60							
			西土狩村	4	20							
		上川郡	美蔓村	4	20							
			人舞村	7	43							
			屈足村	7	65							
		総計				2,876	13,147	375	39,936	228	184,824	224,760
		北海道アイヌ合計 (対雁村を除外した数値)				2,737	12,414	375	39,936	103	34,867	74,803

出典) 戸数・人口は1881(明治14)年9月1日付調の「御巡幸ノ節開拓使管下旧土人へ下賜金利子共廃使ニ付処分ノ件」『郡区役所往復 明治十五年一月』(簿書:5214、59件目)、郡区役所名称は同史料中の報告文に記載のもの、官有地面積は1882(明治15)年12月調の「明治15年中各郡官有地調査ノ件」『札幌県治類典 地券 第拾 明治十五年分』(簿書:7483、2件目)を用いた。なお、戸数・人口のうち、石狩郡は「字ヤウシバ」、礼文郡は尺忍村の数値をあてた。

の「A」の数値とほぼ等しい。「官有地調」では増毛郡内の墓地として2筆1,630坪が数えられているが、これは同郡永寿町の墓地1,280坪、舎熊村の墓地350坪の合計値と等しいから、増毛村の墓地は含まれていないものと考えられる¹³⁾。増毛郡では、官有地第三種のうち、和人の墓地は「墓地」、アイヌ民族の墓地は「旧土人墾地」にそれぞれ計上されたのであろう。

各町村のアイヌ民族の戸数と官有地「A」の筆数を比較すると、余市郡川村や同郡浜中町、浜益郡

13) 「明治十五年 増毛郡各村官有地坪数調」(前掲簿書:7483、2件目所収)。

茂生村、利尻・礼文・宗谷・枝幸郡内各村のように、比較的近い数値を示しているものも多いが、大きく乖離している場合も少なくない。留萌郡の場合には、アイヌ民族 31 戸に対し「A」は 4 筆に過ぎず、平均すると 1 筆あたり 1,000 坪を越えている。こうした事例を各戸の宅地と考えるのは無理があろう。複数の宅地をまとめた数値を計上したなどいくつかの可能性が考えられるが、現状では検討に耐える史料が得られていない。石狩郡若生町・幌別郡幌別村・広尾郡茂寄村・十勝郡大津村の事例では、文書の記載から「A」が宅地であることは明らかであるものの、その筆数は各町村内の戸数を大きく下回っている。これらは、和人の宅地に隣接するなどの理由により、官吏が必要と判断した部分のみが丈量対象とされた結果と推定され、各町村内には表に数え上げられていない宅地が多数存在したものとみられる。

以上のような事情があるため、アイヌ民族のうちどれだけの人々の土地が官有地第三種に編入・存置されたのかを戸数単位で明らかにすることは、現状では難しい。ここでは次善の策として、町村単位で一括した数値を用い、目安を示しておくこととした。

開拓使札幌本庁管内で、アイヌ民族「住居ノ地所」の官有地第三種への編入・存置が実施されたのは、日本海沿岸の余市郡・石狩郡・浜益郡からオホーツク海沿岸の枝幸郡に至る 12 郡区と、太平洋沿岸の白老郡・幌別郡・広尾郡・十勝郡の 4 郡に位置する 29 町村であった。1881 年 9 月 1 日時点での対象地域内の居住者は 703 戸 2,818 人で、札幌本庁管内 7 国 49 郡に居住していたアイヌ民族 13,147 人の 21.4% に相当する。

存置された官有地第三種は「A」375 筆 39,936 坪、「B」228 筆 184,824 坪、計 603 筆 224,760 坪で、そのうち対雁村に所在する「B」125 筆 149,957 坪が、面積で全体の 66.7%、「B」の 81.1% を占めている。この対雁村の土地については、「官有地調」に「移民供有地」と記載されていることから、同村に強制移住させられていた樺太アイヌに対して開拓使が割り当てたものとみられる。これを除いた面積は、「A」・「B」を合わせても 478 筆 74,803 坪に過ぎない。

(2) 私有地化と当面の留保

石狩国厚田郡古潭村戸長が 1878 (明治 11) 年 8 月付で提出した「石狩国厚田郡宅耕地価御請書」には、1870 (明治 3) 年の「厚田土人々別調 附役土人名前共書上」に記載された人名を名義人とする宅地が少なくとも 5 筆計 507 坪含まれている(表 3)¹⁴⁾。後年に作成された『石狩郡役所部内宅地々券録』の記載によれば、これらは 1870 年 8 月に「割渡」となり、1881 (明治 14) 年 11 月～1882 (明治 15) 年 3 月に地券が授与され、「明治十二年分収税」された。地所規則第 1 条は「居屋」などを含む「従来ノ拝借地」について除租期間を 1872 (明治 5) 年から 7 年間と定めているから、1878 (明治 11) 年までの除租は同条によってなされた措置であろう。アイヌ民族の宅地が、地券発行条例第 16 条但書が定める「成規ノ処分」の対象となり、地所規則第 1 条によって私有地化された事例である。

その他に、札幌区内の札幌村でも宅地・耕地計 4 筆の請書が提出されていることが確認され¹⁵⁾、筆者が前稿で検討した後志国内 8 郡の事例とともに、アイヌ民族の使用する地所が私有地としての割

14) ここで厚田郡の詳細なデータに言及するのは、同郡内のアイヌ民族が 1900 (明治 33) 年には「一戸一名ノ名存スレトモ常ニ出稼ヲナシ当村ニ定住スルコトナシ」(河野他編 1987:132) という状況となり、その後人口が消滅したため、記述が遺族の不利益に結びつくおそれが少ないと判断したことによる。

15) 札幌村の事例については別稿で踏み込んだ検討を加える予定である。

表3：厚田郡におけるアイヌ民族に対する地券下付事例

1870(明治3)年付「人別」		1878(明治11)年8月付「請書」					1881・82(明治14・15)年付「地券録」		
役名	名	種別	面積(坪)	地価	地主姓名	代理人	割渡日	地券授与年月日	
1	惣乙名	シリカト							
	伴	力之助	宅地	88	6円16銭	■■■力之助	代■■■忠蘭	明治3年8月	明治15年3月31日
2	脇乙名	チウラン	宅地	145	10円15銭	■■■忠蘭		明治3年8月	明治14年11月4日
	妻	カフトリ							
3	小使	ヲヤモンクロ							
	母	エクニセ							
4	土産取	弁吉	宅地	66	4円62銭	■■■弁吉	代■■■忠蘭	明治3年8月	明治14年11月4日
	弟	弁蔵							
	二弟	又蔵							
	妹	ニエマツ							
5	土産取	クン子トロ	宅地	74	5円18銭	■■■久武年登留	代■■■忠蘭	明治3年8月	明治14年11月4日
	叔父	ヲソチヨト							
6	土産取	ホリセ	宅地	134	9円38銭	■■■保理勢	代■■■忠蘭	明治3年8月	明治14年11月4日
	妻	スフラ							
7	平土人	トキサシ							
	妻	ヲナトル							
	伴	ヲコラツ							

出典)『厚田郡諸調』(簿書:288)、『地価創定受書 宗谷・枝幸・忍路・札幌・石狩・増毛・苫前・天塩・利尻・留萌・厚田・浜益 明治十一年分』(簿書:2503)、『石狩郡役所部内宅地地券録』(簿書:10532)

渡対象とされていた事例と考えることができる。ただし、現状でこうした方針が取られていたことが確認できるのは、後志国岩内郡から石狩国厚田郡に至る狭い範囲に所在する10郡区に過ぎず、そこに住む住民は117戸390人で、札幌本庁管内に居住するアイヌ民族のうち僅か3%であった。

官有地第三種への編入、及び私有地としての割渡に関するいずれの記録も残されていない地域は、地租創定の段階で当面の留保(大坂2021:13)の対象となったものとみられる。こうした地域は極めて広大で、石狩川・十勝川・天塩川・沙流川・鶴川など、規模の大きな河川の流域に展開した地域社会の大部分がここに含まれ¹⁶⁾、そこに住む住民は2,056戸9,939人、札幌本庁管内のアイヌ民族の75.6%に相当した。

3. 地租創定以後

(1) 地租創定以後におけるアイヌ民族の土地の取り扱い

『事業報告』には1881(明治14)年時点の「旧土人開墾地」の面積が記載されているが、その後の札幌県～北海道庁初期における取り扱いを示す体系的な記録は、現在のところ発見されていない。本章では、官有地第三種への編入・存置が実施された地域で、アイヌ民族の宅地・耕地がその後、どのように取り扱われていったかにつき、二つの地域の事例を確認しておきたい。

(2) 増毛郡役所管下の事例

増毛郡役所管下では、アイヌ民族の名義による宅地返上願が1881(明治14)～1883(明治16)年

16) なおこの他に、昆布漁が盛んな日高地方では、北海道地券発行条例の発効以前にアイヌ民族に対し海産干場が割渡された事例がある(瀧澤2008)。これらのうち拝借地とされていたものについては、所有権を留保し当面官有地として扱うことが1883(明治16)年に決定されている(大坂2021:19)。

表4：増毛郡役所管下における「拝借地」返上の事例

郡	村	名義	種別	面積(坪)	申請年月日	許可年月日	理由
1	宗谷郡 抜海村	八太	宅地	15	明治14年6月7日	明治15年2月14日	活計の都合により稚内村へ移転のため
2	枝幸郡 枝幸村	登留計左幸末津	宅地	98	明治14年7月30日	明治15年4月6日	家事の都合により顧別村へ移転のため
3	枝幸郡 枝幸村	恵助	宅地	35	明治15年5月17日	明治15年9月4日	家事活計の都合により村内で移転のため
4	宗谷郡 宗谷村	武吉	宅地	100	明治15年5月17日	明治15年9月4日	活計の都合により村内で移転のため
5	宗谷郡 泊内村	加毛伊止加牟	宅地	85	明治16年12月8日	明治17年3月18日	活計の都合により宗谷村へ移転のため

出典) 1~4:『札幌県治類典 地券指令 第三 明治十五年分』(簿書:7480、12・14・16 件目)・『札幌県治類典 地券第拾 明治十五年分』(簿書:7483、3 件目)、5:『札幌県治類典 土地測量 第二 第三号 明治十七年自二月至三月』(簿書:8769、80 件目)

に5件(表4)、宅地・海産干場の地所払下願が1882(明治15)~1885(明治18)年に13件確認されている(表5)¹⁷⁾。

【史料A：表4-1】

宅地返上之義願

北見国宗谷郡抜海村■番地

一 宅地 拾五坪

右地所、従来家屋嘗構仕候ニ付拝借罷在候処、今般活計之都合有之、右家屋取毀、宗谷郡稚内村■番地旧土人長助方_正同居仕候ニ付、返上仕度候間、右願之通御聞届被成下度、奉願候也

開拓使平民

北見国宗谷郡抜海村■番地

旧土人 八太

明治十四年六月七日 代印 止津多利(印)

開拓権大書記官鈴木大亮殿

前書願出ニ付奥印之上進達仕候也

宗谷枝幸両郡各村

明治十四年八月十日 戸長 桐山三四郎(印)

郡長 一柳平太郎(印)

(割印)「願^[朱書]之趣聞届候事」

「明^[朱書]治十五年二月十四日」

この文書には従来からの「拝借」がいかなる根拠によるものか明記されていないが、1883(明治16)年1月に札幌県租税課が作成した「宗谷郡役所部内 明治十五年官有地増段別調」・「官有地ノ内 宗谷郡役所部内 明治十五年旧土人墾鉏地減反別調」に表4-1~4と同一の記載があることから¹⁸⁾、これらが「旧土人墾鉏地」として官有地第三種に編入されていた宅地であることが確認でき

17) 後年に増毛郡役所が取りまとめた文書には、アイヌ民族への地所割渡事例として12件が記載されているが(大坂2021:表8)、その他の簿冊の調査により確認した1件(表5-8)を追加した。なお、この地域を検討対象として選択した理由は、第一に土地関連文書が比較的多く残されていることがあり、第二にアイヌ民族を対象とする改姓名の実施が遅く、三県一局時代に至っても姓が付されていないために、記述がご遺族の不利益に結びつくおそれが少ないと判断したことによる。

18) 「旧開拓使本庁管内除租地調査ノ件」『札幌県治類典 地券 第拾 明治十五年分』札幌県租税課(簿書:7483、2 件目)

る。こうした一連の文書が作成されている点からは、この地域の場合には、官有地第三種に編入されたアイヌ民族の宅地が「拝借地」の範疇、ないしそれに準ずるものとして処理され、地券録によって比較的整然とした管理がなされていたことが窺われる。

一方、地所払下の出願事例からは、アイヌ民族が従来の「拝借地」以外に新たに土地を入手しようとする場合には、和人同様の手続きが求められていたことが分かる。現存する決裁文書の例を確認しておきたい。

【史料B：表5-9～12】

別紙利尻郡本泊村旧土人知良宇外三名全所ニ於テ宅地之見込ヲ以地所払下出願之旨趣
右取調候処、所轄郡役所ニ於テ実地調査、願書ニ地図添へ送致之義ニ候、然ルニ旧土人ニ
ハ、当地所払下私有権ヲ与ヘザル内規ニ候得共、各自願見込書中、従来拝借地へ家屋造
営住居致居候処、該所ハ山上ニシテ飲水其他不便不勘ニ付、本願地へ家屋新築永代住居致
度云々ヨリ相考候得ハ、着実就業他ノ誘導者ト被存候条、此際地券発行条例第十六条但書
ニ由リ御詮議相成、千坪金壹円五拾銭ノ割ヲ以御払下可然哉、御指令按左ニ相伺候也

御指令案

(割印) 知良宇願へ

願之趣聞届候条地代金拾五銭即納可致事

明治十八年^{〔朱書〕}「二」月^{〔朱書〕}「十」日

札幌県令調所広文代理

札幌県大書記官佐藤秀顕

(割印) 一 全文 地代金拾五銭 利牟辺伊

(割印) 一 全文 全金拾銭五厘 止加牟比留

(割印) 一 全文 全金拾貳銭 宇之波太

表5：増毛郡役所管下における地所払下の事例

郡	村	名義	種別	申請年月日	申請面積 (坪)	許可年月日	許可面積 (坪)	備考
1	宗谷郡 宗谷村	猪之助	宅地	明治15年8月23日	70	明治17年5月7日	106	
2	宗谷郡 宗谷村	止津多利	宅地	明治15年8月24日	35	明治17年5月7日	46	
3	宗谷郡 宗谷村	勢馬太郎	宅地	明治15年9月4日	56	明治17年5月7日	60	
4	宗谷郡 宗谷村	皆吉	宅地	明治15年9月5日	35	明治17年5月7日	45	
5	宗谷郡 稚内村	為太	宅地	明治15年5月10日	100	明治17年5月7日	141	
6	宗谷郡 稚内村	恵保利加婦	宅地	明治15年5月26日	80	明治17年5月7日	80	
7	枝幸郡 頓別村	世多也牟計	宅地	明治15年5月25日	35	明治17年5月7日	100	申請者は宗谷郡宗谷村在籍、枝幸郡頓別村寄留
8	宗谷郡 稚内村	長助	宅地			明治17年10月11日	150	明治15年から24年まで10年間除租
9	利尻郡 本泊村	知良宇	宅地	明治16年8月5日	100	明治18年2月10日	100	
10	利尻郡 本泊村	利牟辺伊	宅地	明治16年8月5日	100	明治18年2月10日	100	
11	利尻郡 本泊村	止可牟比留	宅地	明治16年8月7日	70	明治18年2月10日	70	
12	利尻郡 本泊村	宇之波太	宅地	明治16年8月5日	80	明治18年2月10日	80	
13	利尻郡 本泊村	志字之	海産干場			明治18年2月6日	242	明治18年6月12日地券授与、明治18年7月14日和人へ売却

出典) 1～7：『札幌県治類典附録 地所払下願 明治十七年』(簿書：8797、13～16・18・19・23件目)、8：『増毛郡役所部内宅地地券録』(簿書：10639)、9～12：『札幌県治類典 土地測量 第貳 第三號 明治十八年二月』(簿書：9596、21件目)、13：『増毛郡役所部内海産干場地券録』(簿書：10647)。1～7・9～12は史料に「旧土人」の記載がある。8・13は他史料との照合によりアイヌ民族であることを確認。1～7・9～13の許可年月日と許可面積は前稿でのまとめ(大坂2021：表8)による。

このようにして、官有地第三種に編入された宅地の返上を受け入れる一方で、新規の払下願に許可を下していった場合には、年を追ってアイヌ民族の私有地が増加していくことが予想されるが、この頃、札幌県内部ではアイヌ民族の土地が和人に詐取される事案が問題視され、アイヌ民族に対し土地の私有を認めるべきか否かが議論され始めていた。1883（明治16）年6月には租税課地券係の起案により、アイヌ民族の宅地・耕地・海産干場を原則的に官有地第三種に据え置くとする「内規」が制定されたものの、運用をめぐる勸業課地理係と租税課地券係が対立し、紆余曲折を経て1885（明治18）年10月には、審査会での審議を経ることでアイヌ民族にも土地の私有を許可することができるとの判断が下されるに至った（大坂2021：17-24）。

先に引用した【史料B】に「旧土人ニハ、当分地所払下私有権ヲ与ヘザル内規ニ候得共」との記載があるのは、1885年2月の段階では、地理係が1883年6月制定の内規を考慮しつつ、状況に応じて地券下付が可能との判断を下していたことを示している。一方、枝幸村の宇恵世加知が提出した「地所御払下願」に対しては、地理係は1885年5月15日付で、地券発行条例第16条を根拠として「当分払下難相成、貸与地ニ御処分相成候様可取計」¹⁹⁾として一旦差し戻している。これは地券係との対立の中で対応が変化しつつあったためであろう。地理係はこの事案について、アイヌ民族の宅地を「拝借地」と呼称することに対しても疑義を提起している²⁰⁾。

【史料C】

…全人拝借地ト「^[挿入]朱ニテ」登記有之候得共、「^[挿入]其 拝借地タルヤ本課貸付」地券並ニ帳簿等記入之モノ無之、右ハ処分済書類有之候ハ、一時借用致度、且貸地料之義夫々上納致居候モノ哉…

ここでの照会の内容からは、増毛郡役所管内で行われていた「拝借地」としての扱いが、札幌県内部で必ずしも合意されたものではなかったことが窺われる。地理係の対応に対し、増毛郡役所は以下のように返答した²¹⁾。

【史料D】

「^[朱書]増勸第五〇八号」

枝幸郡枝幸村旧土人宇恵世加知宅地払下願実測図中、右隣地へ全人及多不志拝借地ト記入候ニ付、該拝借地ニ係ル書類可及御送付旨、地第二千八十六号御来意了承、取調候処、右ハ従前ヨリ該土人ノ居住セシ地ニシテ別段拝借出願之義無之、全ク官有地第三種ニシテ地図中拝借地ト記セシハ誤謬ニ付、乍御手数御訂正相成度、而シテ全人義ハ、旧土人中ニ於テモ最モ利発ノモノニシテ、大工ヲ本職トシ鍛冶職ヲモ兼、居所ハ日本風ノ家屋ニシテ本年ノ新築ニ係リ、随分資力モ有之モノニ付、昨十七年中宗谷郡各所ニ於テ旧土人へ宅地御払下相成候例モ有之旁、御払下相成候様御取計相成度、御回答旁此段進達候也

明治十八年十月八日 増毛郡役所（印）

19) 1885（明治18）年5月15日付、地理課地理係より増毛郡役所宛、「北見国枝幸郡枝幸村旧土人宇恵世加知地所払下出願へ御照会按」『札幌県治類典 土地測量 第二 明治十九年二月』札幌県旧地理課（簿書：9625、3件目所収）。

20) 1885（明治18）年9月12日付、地理課地理係より増毛郡役所宛、「枝幸郡枝幸村旧土人宇恵世加知地所払下出願之義ニ付照会按」（前掲簿書：9625、3件目所収）。

21) 1885（明治18年）10月8日付、増毛郡役所より地理課地理係宛、無題（前掲簿書：9625、3件目所収）。

地理課

地理係御中

本件に関する再審議は、審査会を経れば土地の私有を許可するとの方針が示された後の1886(明治19)年2月22日になされ、2月24日付で「願之趣、実測地籍六拾五坪払下候条、地代金九銭八厘即納可致事」が指令された²²⁾。

以上の事例は、札幌県管内では、内部の意見対立に起因する方針の揺らぎを経つつも、アイヌ民族に対して和入移民同様の手続きにより土地所有権が認められる場合があったことを示している。しかしながら、こうした手続きを経て土地所有権を手にしたアイヌはごく少数であったとみられ、余市郡で実施されたような私有地への一斉切換(大坂2021)がなされなかった場合には、同一の地所を利用し続ける限り、官有地第三種のまま据え置かれることになったものと推定される。そうした土地がどの段階まで、どの程度存在していたのか、現状では明らかにしえない。河野常吉は、官有地第三種のままとされた土地が後に無願開墾・官地侵害と誤認されるなど、北海道各地で「頗る奇怪」な取り扱いがなされた事実を指摘している(河野1929:35)。それぞれの地域における実態の解明が、今後の課題である。

(3) 石狩郡の事例

石狩郡では、地租創定に伴う「請書」の提出から僅か4年後に、それ以前からアイヌ民族が使用していた土地の一部が由来不明とされる問題が生じていた。

【史料E】

石狩郡旧土地券下渡願之義ニ付伺²³⁾

別紙石狩郡旧土人総代アンノ^{〔マフ〕}ウン外式名、同郡生振村字ウツナ井ニ於テ、明治六年ノ頃、旧勸業開墾係官吏、共有地トシテ割渡相成候地所ニ対シ、券状下付相成度トノ意ニ有之候

右取調候処、旧勸業課書類中ニ不相見、且戸長上申ニ依ルモ指令ハ勿論役場指令ニモ不相見由、就テハ当時旧土人農事奨励之為メ、開墾地之区域ヲ示シタルヲ給与地ト誤認、券状下付願出タル義ト被考、他ニ証跡無之上ハ、明治十年開拓使第拾五号達第拾六条ノ次第モ有之候ニ付、所有^{〔挿入〕}ヲ許サヌシテ従前^{〔挿入〕}ノ通「官有地第三種ニ」据置可然哉、尤旧土人開墾之義ニ付テハ、勸業課ニテ目下計画中ニ有之、追テ石狩郡ニ於テモ相当之地積ヲ要シ候ニ付、本願ノ地ハ他日開墾地ニ予備致置可然ト相考候ニ付、左案之通郡役所へ通牒、願書却下可然哉、此段相候候也

但本願実地ハ他ノ払下地丈量序ヲ以テ測定済ニ有之候

案「^{〔朱書〕}地 第八百七十四号」地回四九八号一

石狩郡旧土地券下付願之義ニ付、石租第七百六拾四号御回答之趣致承知候、「御^{〔挿入〕}来意之通り、実地ハ他ノ払下地丈量序ヲ以テ測定候マデニテ」地券下付願ハ許可不相成、就^{〔挿入〕}テハ「尤^{〔挿入〕}」旧土人開墾之義ニ付テハ本年ヨサ勸業課ニテ漸次着手^{〔挿入〕}「計^{〔挿入〕}画中ニ有之、追テ」御部内ニ於テモ相当

22) 1886(明治19)年2月20日調、同23日判決済、同24日施行、地第八十八号「枝幸郡枝幸村旧土人宇恵世世加知地所払下願出ニ付御指令按伺」(前掲簿書:9625、3件目所収)。

23) 1885(明治18)年4月18日調、同21日判決済、同22日処分済、地第八百七十四号「石狩郡旧土地券下渡願ノ義ニ付伺」『札幌県治類典 土地測量 第弐 第九号 明治十八年四月』札幌県地理課(簿書:9600、15件目所収)。

之地積ヲ要シ候ニ付、幸ヒ本願之地ハ他日開墾地ニ予定致置候事ニ御判決相成候^{〔挿入〕}ニ付「間」、願書却下相成度、自然他へ払下可相成歟之懸念モ有之候ハ、前条之次第御論達相成度、此段申達候也

明治十八年四月廿一日 地理課
石狩郡役所御中

本件は、豊川アンノランらが、1873（明治6）年頃にアイヌ民族の「共有地」となったという土地の地券下付を願い出たもので、出願の原本は未見ながら、1882（明治15）年5月8日付で石狩郡戸長から進達されていることが確認できる²⁴⁾。当時、石狩川河口付近では和人に対する土地払下が相次いでおり、そうした中で豊川らが所有権の確定を試みたものとみられる。

伺いの中にある「旧土人開墾之義ニ付テハ、勸業課ニテ目下計画中」との一文は、同年から開始された「札幌県旧土人救済方法」の実施を見越したもので、同「方法」の「第五条 開墾地ハ旧土人居住地近傍差支ナキ場所ニ於テ一戸一町歩以上ニ相当スル地所ヲ撰ヒ之ヲ無代借貸与スヘシ」²⁵⁾による貸付の候補地として、豊川らの申請地を官有地第三種のまま据え置くべきことが達せられている。ところが、この「札幌県旧土人救済方法」は、当初は10年目の1894（明治27）年に石狩郡で事業を実施することとしていたものの、廃県置庁を経て事業そのものが中止されたため、結局のところ石狩郡では計画が実施されることはなかった。

豊川はその後、1890（明治23）年7月22日付で「ウチナヘ川」沿いに「畑地」825坪の「貸下許可」を受け、1895（明治28）年3月22日付で1,242坪余が「払下」となっている²⁶⁾。成功後の売払を定めた「北海道土地払下規則」（1886年閣令第16号）による私有地化である。

1878年の「請書」に記載された「耕地」9筆3,894坪と、1882年に豊川らが所有権を確定しようとした「開墾地」、1890年に豊川が確保した「畑地」の三者が重なるのか否かは、現状では明らかにしていない。しかし、地租創定以前から「農事奨励」のために確保されていたという土地が由来不明となり、「救済」名目の勸農のために官有地第三種に据え置かれながら、結局は事業そのものが立ち消えたという経緯からは、この地域においてアイヌ民族の土地が置かれていた不安定な状況を読み取ることはできるだろう。そうした困難な状況下にあつて豊川が土地の確保を試み続け、実現したことの意義もまた、見逃してはならないと思われる。

まとめにかえて

アイヌ民族の近代史については、高倉による古典的叙述に見直しを迫った『近代アイヌ教育制度史研究』（小川1997）、『近代北海道とアイヌ民族』（山田2011）などの刊行はあったものの、全体として研究が活発とは言い難い状況が続いている。2018年の「北海道150年」、2020年の「民族共生象徴空間」開設に伴う急激な社会的関心の高まりもあつて、アイヌ民族の歴史への言及は急増しているが、そうした中で引用される歴史像の中には、基礎研究の十分な裏付けを欠き、アイヌ民族の困窮という歴史的事実に関する認識が先にあり、それに合わせて当時の法令集の文言をつなぎ合わ

24) 1882（明治15年）5月8日付、石狩郡戸長鈴木徳右エ門より札幌県令調所広丈・札幌県大書記官佐藤秀顕宛、「石狩郡旧土人荒蕪地御払下願書へ添書」（前掲簿書：9600、15件目所収）。

25) 『札幌県第四回勸業年報 明治十八年』（北海道立文書館所蔵）

26) 『石狩郡〔石狩町大字〕生振村売払実測図 自一至八三二〔番地〕〔北海道庁石狩支庁〕〔北海道立文書館所蔵、請求記号：A7-2/1574〕。

せたかのような印象を受けるものがあることも否定できない。印象論的な批評に陥ることなく、法令がどのように運用され、それがアイヌ民族にどのように作用し、いかなる困窮が生み出され、その中をアイヌ民族がどのように生きたのかを、一つひとつ実証的に跡付ける作業を続けていく必要があるだろう。

本稿では論じきれなかった問題は数多い。なかでも、アイヌ民族「住居ノ地所」を丈量の対象とするか否か、官有地第三種に編入するか否かについて、開拓使内部でいかなる議論を経て決定が下され、実行されていったのかというプロセスの解明は最大の課題と言えるだろう。制度と実態の両面について、個別具体的な検討を積み重ねていきたい。

謝辞

本稿作成に際し、資料の閲覧について北海道立文書館のご高配を賜った。記して感謝申し上げる。

参考文献

- 榎森 進 (1987) 『アイヌの歴史—北海道の人びと(2)』 東京：三省堂。
- 榎森 進 (2007) 『アイヌ民族の歴史』 東京：草風館。
- 大蔵省 (1885a) 『開拓使事業報告第一編』 東京：大蔵省。
- 大蔵省 (1885b) 『開拓使事業報告附録 布令類聚上編』 東京：大蔵省。
- 大坂 拓 (2021) 「後志地方の近代アイヌ社会と民具資料収集の射程—開拓使札幌本庁管下後志国9郡を対象として—」 『北海道博物館アイヌ民族文化研究センター研究紀要』 6：1-49。
- 小川 正人 (1997) 『近代アイヌ教育制度史研究』 札幌：北海道大学図書刊行会。
- 河野常吉 (1929) 「旧土人の土地に就て」 『道民』 14-8：33-36。
- 河野常吉他編 (1987) 『北海道殖民状況報文 石狩国』 札幌：北海道出版企画センター。
- 高倉新一郎 (1932) 「北海道旧土人に対する土地政策の変遷」 『農政と経済 北海道帝国大学教授法工学博士農学博士高岡熊雄先生在職卅五年紀念論文集』 札幌：北海道帝国大学農学部農業経済学教室。
- 高倉新一郎 (1939) 「アイヌの土地問題」 『社会政策時報』 230：514-538。
- 高倉新一郎 (1942) 『アイヌ政策史』 東京：日本評論社。
- 高倉新一郎 (1972) 『新版 アイヌ政策史』 東京：三一書房。
- 瀧澤 正 (2008) 「明治初年におけるアイヌのコンブ漁—日高地方様似郡の例にみる—」 『北大史学』 48：39-68。
- 瀧澤 正 (2011) 「明治初期開拓使の土地改革とアイヌの土地—おもに北海道地所規則第七条をめぐって—」 『北大史学』 51：1-28。
- 谷本晃久 (2018) 「近代初頭における札幌本府膝下のアイヌ集落をめぐって」 『北方人文研究』 11：95-109。
- 谷本晃久 (2020) 『近世蝦夷地在地社会の研究』 東京：山川出版社。
- 鶴原美恵子 (2005) 「明治前期北海道における土地処分—文書の編纂と処分手続—」 『北海道立文書館研究紀要』 20：1-40。
- 山田伸一 (2011) 『近代北海道とアイヌ民族—狩猟規則と土地問題』 札幌：北海道大学出版会。

A Study on the Incorporation into Government Land Class III of 'Land developed by Former Natives' under the Hokkaido Ordinance for Issuing Land Certificates

Taku OSAKA
(Hokkaido Museum)

Throughout the first half Meiji era, in principle, Ainu 'Properties of Residence' has been handled by incorporation into government land class III in accordance with Article 16 of the Hokkaido Ordinance for Issuing Land Certificates, enacted in December, 1877 (Meiji 10). It is known that in some cases, granting of ownership rights was possible. However, regarding the reality of this administration, there are multiple opinions on interpretation of the entries under 'Land developed by Former Natives' within land register records published in *Kaitakushi Jigyō Hōkōku* (Report of the Works of the Colonial Department), and facts surrounding these issues are not clear. Recent research has found that, at the time of establishment of land tax systems in Hokkaido, some lands used by the Ainu were subject to measurement, while other lands were not subject to measurement. These studies have clearly demonstrated that, of such measured lands, in some cases, ownership rights for private land were granted, and in other cases, ownership rights were reserved with the land being retained as government land class III. However, such research is limited to case studies of specific regions, and further research is required to achieve a comprehensive understanding of the entire structure. This study compiles fundamental information from official documents created by the Hokkaido Colonial Department Sapporo Office and Sapporo Prefecture.

This study finds that the values under 'Land developed by Former Natives' in land register records published in *Kaitakushi Jigyō Hōkōku* (Report of the Works of the Colonial Department) indicate the areas of properties for which, after land measurement, ownership rights were reserved with the properties being retained as government land class III at the time of establishment of land tax systems in Hokkaido. We identify that these properties included, at least, residential land and cultivated land.

